# 平成28年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成28年5月10日(火)

【開会】 14時00分

【閉会】 15時34分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

# 【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委 員 濱谷 由美子

委 員 小原 良

# 【欠席委員】

委 員 中本 賢

# 【出席職員】

教育次長 西 義行

教育改革推進担当理事 佐藤 裕之

学校支援総合調整担当理事 総合教育センター所長 芹澤 成司

総務部長 小椋 信也

教育環境整備推進室長 丹野 典和

学校教育部長 小田嶋 満

中学校給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 野本 宏一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

指導課長 渡辺 英一

指導課係長 小嶋 健司

生涯学習推進課長 池之上 健一

生涯学習推進課課長補佐 末木 琢郎

文化財課長 服部 隆博

庶務課課長補佐 武田 充功

教育改革推進担当担当課長 安藤 勉

調查,委員会担当係長 髙橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】 委員 前田 博明

委員 小原 良

教育環境整備推進室担当課長 澁谷 雅彦教育環境整備推進室担当係長 柴原 悟

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委 員 前田 博明

健康教育課担当課長 北村 恵子 健康教育課給食係長 川上 克哉 中学校給食推進室担当課長 森 有作 総合教育センターカリキュラムセンター

担当課長 鈴木 克彦

# 1 開会宣言

### 【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は、中本委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日の日程はお手元に配布したとおりでございますが、議事の都合上、順番を入れ替えさせていただきますので、御了承願います。

# 2 開催時間

# 【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から16時00分までといたします。

# 3 傍聴 (傍聴者 10名)

# 【渡邊教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

# 【各委員】

<了承>

# 【渡邊教育長】

異議なしとして傍聴を許可します。

# 4 非公開案件

#### 【渡邊教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、

議案第12号は、議会の議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

また、議案第13号 は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

# 【各委員】

<了承>

### 【渡邊教育長】

それでは、そのように決定いたします。

# 5 署名人

# 【渡邊教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条により、前田委員と小原委員に お願いをいたします。

# 6 請願審議

請願第8号(平成27年度) 教科書採択地区についての請願について 請願第9号(平成27年度) 教教科書採択区に関する請願について

# 【渡邊教育長】

それではまず、請願審議に入ります。

「請願第8号(平成27年度) 教科書採択地区についての請願について」、「請願第9号(平成27年度) 教教科書採択区に関する請願について」につきましては、いずれも教科用図書採択に関する請願でございますので、一括して審査したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

# 【各委員】

<了承>

# 【渡邊教育長】

それでは、2つの請願につきまして、一括して審査を行ってまいります。

まず、請願第8号についてでございますが、請願者の方は陳述を希望されておりません。次に、 請願第9号の請願者の方の陳述をここでお願いしたいと思います。

請願者の方、お願いいたします。

それでは、10分程度でよろしくお願いいたします。

### 【請願者】

請願第9号を出しました、木村雅子と申します。

これから意見を述べさせていただきます。

児童生徒に最もふさわしい教科書が採択されることを願い「現行の4採択地区維持とさらに将来的に7つの区ごとの採択区を」という請願を出しました。

以下の4点からその理由を述べたいと思います。

1 児童・生徒にとって最もふさわしい教科書とは、学校現場で彼らと日々接し、状況を把握して、指導に当たる教師の意見が反映されたものだと考えます。

横浜市などのように1採択地区にすることは、地区の児童・生徒の実態を反映させることができないばかりか、そのことにより教師の教科書に対する意欲・関心をそこなうおそれがあります。 将来的には7地区採択、そして平成9年3月28日の「規制緩和推進計画の再改定について」の 閣議決定の中にある「将来的には学校単位の採択の実現に向けて検討していく必要があるとの観点に立ち」という文言にあるように学校ごとの採択の実現を願っています。

2 川崎市は南北に長く、児童・生徒を取り巻く地域社会は経済面・文化面など諸条件での違いが見られます。各区の特色は多面的にみなければならないのです。しかし、近年、経済格差がひろがり、児童・生徒の教育格差にも大きな影響となって問題になっています。また痛ましい上村君事件でも不登校が問題となりました。

そこで、一昨年度の資料で申し訳ないのですが、就学援助(準用保護)の地区別認定者数と小中学校児童・生徒の長期欠席者数を表にしたものを資料として本日、配布させていただきました。これは皆さん既に御存知かと思いますが、学事課から出たものと、指導課から出たものです。これらの2点からも就学援助・長期欠席者数とも最小の区と最多の区を比べると、約2倍近い差異がみられます。

「かわさき教育プラン」が策定され基本目標に「自主・自立」「共生・協働」が掲げられています。児童・生徒が生きる力を育むためには、それぞれの学校や地区の実態にそったアプローチがより必要とされています。

- 3 文科省においても、一昨年、採択地区の最小規模を「郡」から「市・町・村」に細分化する改正がなされました。採択地区が住民の日常の生活圏に合わせられるようになっています。政令都市である川崎市が4地区採択にしているのはこの方向に添っているものといえます。
- 4 昨年度の教科書採択でも4地区で同じ教科書が選ばれました。しかし、それは結果的に同じものになったのであり、その結果から4地区採択を廃止するというのは本末転倒です。1 で引用した平成9年の内閣決定は次のように続きます。「当面の措置として、教科書研究により多くの教員の意向が反映されるよう、現行採択地区の小規模化や採択方法の工夫改善についての都道府県の取り組みを促す」となっています。この主旨を生かすためには、多忙化で教科書展示会に出かける暇さえない現場の教師の諸条件改善こそ取り組まれるべきではないでしょうか。

川崎市では、市民の要望を取り入れ、今年は教科書展示場が増え、より多くの市民が閲覧することができるようになります。採択地区についても児童・生徒にとって最適の教科書を選ぶという視点で審議され、本請願が採択されることを願って意見陳述を終わりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

# 【渡邊教育長】

ありがとうございました。以上で陳述を終了いたします。 陳述については、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思います。 それでは続きまして、事務局からの説明をお願いいたします。

#### 【渡辺指導課長】

それでは、請願第8号、請願第9号につきまして、一括審議ということですので、順番に御説

明させていただきます。

まず、請願第8号でございますが、その請願事項は、「川崎市の教科書採択地区を、現在の4採 択地区から全市で1採択地区に統合すること」でございます。

次に、請願第9号でございますが、その請願事項は、「教科書採択地区について、現行の4採択地区を維持し、将来的には住民の生活圏である7つの区それぞれを採択地区にすること」でございます。

本件は、いずれも教科用図書の採択地区についての請願でございますので、本市における教科 用図書の採択地区について、別添資料にて御説明させていただきます。

はじめに、採択地区の設定に関する規定等でございます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第16条により、政令指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、指定都市の区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならず、政令指定都市の教育委員会は、採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択すると定められています。

次に、国の通知等でございますが、平成14年の教科用図書検定調査審議会による検討のまとめ、「教科書制度の改善について」によりますと、「近年、採択地区の小規模化が進みつつあるが、現行制度上、市又は郡単独でも採択地区を設定できることとなっているのに対し、実際にはより広い区域に採択地区が設定されており、制度上、必要があれば更に小規模化することも可能な状況にある。都道府県教育委員会は、今後とも、各市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努める必要がある」と示されています。

また、平成19年の閣議決定、「規制改革推進のための3ヵ年計画」によりますと、「将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書採択地区の小規模化を検討する」とありまして、「町村のニーズ等を踏まえ、町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化について検討し、結論を得て、所要の措置を講じる」と示されています。

更に、平成24年に文部科学省から「教科書採択の改善について(通知)」が発出され、①採択地区の適正規模化として、「各市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めること」と示されています。

資料の2ページをごらんください。平成25年に中央教育審議会初等中等教育分科会による、 先の文部科学省の通知を踏まえた教科書採択の改善について(意見まとめ)において、採択地区 の設定単位の柔軟化について記載のように示されております。

資料の4ページをごらんください。

2 小・中学校における教科用図書の採択手順について、資料の5ページ、フロー図にそって御説明いたします。

教育委員会が教科用図書選定審議会に教科書の調査審議を諮問する(フロー図の①)とともに、 各教科の調査研究会(フロー図の②)及び各学校に対して調査研究(フロー図の③)を依頼します。

各学校では校内検討委員会で全ての教科用図書に関して調査研究を行い、編集・内容等の項目 について調査内容をまとめ、校長名で調査研究会に報告します(フロー図の④)。

調査研究員により構成された調査研究会が、各学校から提出のあった調査研究報告書(フロー図の④)を参考に採択地区ごとにとりまとめる(フロー図の⑤)とともに、調査研究会独自に教

科用図書に係る報告書を作成します (フロー図の⑥)。

教科用図書選定審議会では、調査研究会からの採択地区ごとの報告を参考にするとともに、教 科用図書選定審議会の立場で調査審議し、教育委員会へ答申します(フロー図の⑦)。

教育委員会は、この答申を参考にする一方、教育委員の独自の視点で教科書を調査し、教育委員会の責任と権限において教科書採択を実施します。

教科書採択においては、地区の特色を把握した上で、さまざまな観点から総合的に検討して採択を行っています。

事務局からの説明は以上でございます。

# 【渡邊教育長】

説明は以上でございます。それでは、御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

# 【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

# 【渡邊教育長】

はい、お願いします。

# 【吉崎教育長職務代理者】

請願8号、9号は全く違うことを出されているんですが、両者にちょっと出ていない視点として、私、川崎のいろんな学校を見たりいろんな研究会に出ているんですが、一番特色があるのは川崎の小学校・中学校とも各教科の研究会があるということと、あと、特別活動や総合・道徳等の研究会が充実していまして、そこで若い先生たちもその研究会が独自に開く模範授業とかその後の検討会等を通じてかなり実力をつけているんじゃないかなと思っています。若い先生が多いだけに、そういう研究会組織というものがないとやはり学校だけではなかなか育ちにくい部分もあるのではないかと思っています。その点において、各研究会が教材研究等をやる場合に主要な教材である教科書が違うとなかなか検討しにくいのではないかなというふうに思います。とりわけ国語などになりますと教材が違うと全く使うのも違ったりもしますので、その点を考えますと先生方の研究会にとっては同一教材である教科書のほうが私はいいのではないかというふうに思っております。まず、その点が両方の請願で出ておりませんでしたので、私は意外とそこを重視したいなというふうに思っています。

### 【渡邊教育長】

はい。

#### 【濱谷委員】

いいですか。

# 【渡邊教育長】

はい、お願いします。

# 【濱谷委員】

地区によっての差異とかいろんなことを指摘されている部分もあるんですけれども、見方によっては差があったり、部分的にはいろんなことがどこの地区でも、例えば地区じゃなくてその同じところにもいろんな状況があるのかなというふうに思いますし、そんなことを言ったら一件一件違うかなとかいう感じになっちゃうんですけれども、そうではなくて、最近は逆に情報ももうすごい全部の家に全ての情報が届いていますので、いろんな意味で子供たちはみんなどの子も同じ情報をつかんでいるかなということも思ったりします。川崎市内の子供たち全員のことを同じような目で見ていくということが大事かなというのを第一に私はちょっと思いますので、そういうことも含めて、また、地域の差とかではなくて義務教育でもあるわけですので、小中のことに関しては特にどの教科書であろうとも同じような内容が必ず網羅されているとは思うんですけれども、扱い方が違ったり出てき方が違ったり、全部の教科書を見せてもらったら順番に出てくる部分がちょっと違ったりとかということもありますので、大きく捉えて全ての子に同じように川崎では同じ教育をしてあげるという意味で、私は同じ方向で行くというのが望ましいのかなというふうに、教科書の採択を2回経験して特にそのように思いました。

以上です。

#### 【渡邊教育長】

はい。

今、教材についての話がありましたけども、今回、教科書の採択に関する内容ではありますけども、そのほか本市の実態を考える上で何か、七つの行政区がありますけれども、実際、学校現場がそういった大きな差異が現在ほかの部分も含めてあるのかどうかというあたりで何か事務局のほうで情報はお持ちでしょうかね。

### 【渡辺指導課長】

教科書につきましては教育委員会で採択をするという形ですが、各学校ではその副教材という 形で問題集であるとか参考書であるとか、それは各学校で決めております。そちらのほうを調査 したところ、やっぱり地区によって大きな違いがあるかというと、特徴的な差異は認められてい ないというふうに感じております。

#### 【渡邊教育長】

それは特定の教科ということではなくて、一般的にそういうことがあるということですか。

# 【渡辺指導課長】

調査のほうは全ての教科について検討しましたが、どの教科においても地区の差というものは 特にないように見受けられました。

# 【渡邊教育長】

はい、ありがとうございました。

それから、少し細かなところです。請願8号・9号を見る中で、市内で転校によって教科書が

変わるということがあるのではないかというような指摘が8号のほうにはあるんですが、実際そういう状態がどのくらいあるのか、その辺は何か、どこか所管でわかるところがありませんか。

### 【渡辺指導課長】

今のお話は請願第8号のほうの請願の理由の(3)のところでしょうか、「同一の教科書が使用されていれば、川崎市内での転校によって教科書が変わるという学習上の不便を回避することができ」ということだと思うんですけれども、今現行、小学校・中学校の教科書の採択地区は今4地区に川崎市ではなっておりまして、第1地区が川崎区、第2地区が幸区・中原区、第3地区が高津区・宮前区、第4地区が多摩区・麻生区となっているわけですけども、転出等もございますけれども、その第1地区から第4地区で地区をまたいで住所を変わった、転居したという数字を調査いたしましたところ、これは平成27年度の数字ですけれども、地区をまたいで転居した児童・生徒数は313人という数字が出ております。

# 【渡邊教育長】

3 1 3 人。

# 【濱谷委員】

結構多いですね。

# 【渡邊教育長】

今のお話で、四つの採択区の中で移動された方が313人いらっしゃるということですね、こういうことですね。

# 【渡辺指導課長】

そうですね、地区を変えてというか越えてですね。

#### 【渡邊教育長】

例えば、中原区と幸区は。

# 【渡辺指導課長】

第2地区。

#### 【渡邊教育長】

同じですけど、中原区と幸の行き来ではなくて。

#### 【渡辺指導課長】

なくて。

# 【渡邊教育長】

それを越えての移動が313人の方がと。わかりました。

少し多くの情報を今いただきましたけど、そういったことなどをお聞きになられていかがでしょうか。

### 【吉崎教育長職務代理者】

いいですか。児童・生徒の四つの採択地区をまたいでの移動ということなんですが、同時に考えなくちゃいけないのは教員の異動ということもあると思うんですね。本市の場合は、同じ区だけではなくてまたぐということは当然あるわけですよね。そうすると、そのある一定期間、教科書を使いますので、そこで変わるとやっぱり自分がやってきた教材研究とかがやりにくいという点もあるのじゃないかなという気が私するんですが、今数字はすぐ出ないと思うんですが、どの程度の異動がありますかね。これはすぐには出ないでしょうね、簡単ではないですから。でも、そこも結構あるんじゃないかなと。だから、子供だけの移動ではなくて、教員の職場異動というんですか、いろいろ、それは当然ありますよね。そのこともやっぱり考える必要があるかなと私は思っているんですが。事務局のほうにすぐ数字はないと思いますけれども、その点も考慮してあげたほうがいいかなと私は思っているんですね。次の年、全然違う教科書になっていたら一から教材研究になりますのでね、そこの部分が。

# 【小原委員】

よろしいですか。

# 【渡邊教育長】

はい、お願いします。

### 【小原委員】

ちょっとお聞きしたいんですけど、教科書が採択地区で違うことによって、テストとかそうい うことに関しては何か不都合とかありますか。

#### 【鈴木総合教育センターカリキュラムセンター担当課長】

中学校の場合には、川崎市では川崎市学習状況調査、いわゆる診断テストというふうにいっているものがありますが、こちらのほうは川崎市の中学校の先生方が問題を作成して行っているテストです。その際、教科書をもとにその内容に沿って問題をつくっているわけですが、教科書が違うと、例えば先ほど国語であったり、あとは英語であったりすると、英単語であるとか漢字であるとかその新出箇所、一番最初に出てくる場所が違うために、教科書が異なると試験範囲を決めたり公平な問題をつくるのに苦労するという、そういうことは実際には存在しています。

### 【小原委員】

ありがとうございます。

# 【前田委員】

いいですか。

#### 【渡邊教育長】

どうぞ。

# 【前田委員】

私も、その今話題になった診断テストの作問にかかわったことがありますけれども、私が教員になってやっぱり4回ほど、私は国語ですけど、教科書が二つの会社で、今言われたように新出漢字が会社によっては1年で出てくるのが2年になっていたりして、試験範囲を決めるのも大変ですし、特に漢字について出題について意外と校正するときにミスが見つかると、違っていたと、この漢字はこの会社ではまだ習っていないというようなことがあって、労力が大変だったということはありましたね。

そういうことも大事な視点だとは思うんですが、もう一つ私が気になるのは、私が経験したのは、私は中学の国語ですけど、4回ほどやっぱり地区によって教科書が二つの会社になっていたんですね。だから、本市では、じゃあ一つのときもあったんですよね。その辺の経緯についてはちょっと教えていただけると、1があって3地区あって今の4地区になっているんですかね、今までのお話を伺うと。

# 【渡邊教育長】

採択地区の変遷のような、なのですか。

# 【前田委員】

経緯ですよね。

# 【渡辺指導課長】

川崎市の採択地区の変遷というんでしょうか、過去にさかのぼりますと、昭和47年に川崎市が政令市に移行したんですけれども、政令市になる前までは川崎市は1地区でございました。昭和47年に五つの区が誕生したわけですけども、その際に川崎区を第1地区、幸区・中原区を第2地区、高津区・多摩区を第3地区ということで、3地区になりました。その後、またさらに高津区と多摩区が、高津区に宮前区ができたり多摩区に麻生区ができたりしたのが昭和57年にさらに分区で七つの区ができたわけですけども、その後、都市化の進展とか人口増だとか産業構造の変化等に伴って、その3地区だったところの学校数の不均衡が生じたこと等の当時の理由といたしまして、今の現在の4地区になったのが平成13年、平成13年に3地区から現在の4地区になったという経緯がございます。

以上です。

### 【前田委員】

ありがとうございます。

#### 【渡邊教育長】

何かそれに関してさらにありましたらば、お願いします。

# 【前田委員】

請願の理由で、先ほど幾つか川崎の子供を育てる視点としてと、生活にあったという陳述もございましたけど、今の3地区、4地区という変遷を見ると、学校数の不均衡とか、それからいわゆる人口が増えたとかというような理由だったわけですけれども、他の政令市もみんなそういうふうなことが起きていますよね。川崎市と同じように人口が増えたり学校数が増えたり。他の政令市なんかはどんなふうになっているんですかね。同じように人口が増えていったと思うんですけど、政令市は。

#### 【渡辺指導課長】

他都市、請願第8号のほうの2番の請願の理由の(5)のほうでも、請願8号のほうでは横浜、京都、広島、大阪が全市で1地区、採択地区としておりというふうになっておりまして、ちょっと事務局のほうでもそちらの資料を調べましたところ、横浜市につきましては、平成21年6月の教育委員会臨時会で審議されて18地区から1地区になっているようです。また、京都市につきましては、平成21年10月の教育委員会会議におきまして審議され、3地区から1地区になっていると。それから、広島市は平成25年3月の教育委員会会議で審議されまして、3地区から1地区になっております。最後、大阪市でございますけれども、平成25年の12月の教育委員会会議で8地区から1地区にとなっております。政令市では現在川崎市だけが4地区というか複数地区といいますか、ほかの政令市は全て1地区になっているというふうに聞いております。

# 【前田委員】

ありがとうございます。

### 【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

### 【渡邊教育長】

はい。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

複数の地区があるというのはユニークさがあるという点ではユニークさはあると思うんですけど、川崎は、ただ、そのように1地区になったかという大きな理由って何なんですか。何かわかることはありますか、統合した理由というのは。

# 【渡辺指導課長】

そうですね、これは各市のホームページのほうの当時の教育委員会議の議事録から主なものを 拾ったものを幾つか御紹介させていただきますと、横浜市では、市内で共通の教科書を用いるこ とにより横浜型小中一貫教育というのを実施しているようなんですけども、そのカリキュラムに 基づいた学習を円滑に進めることができるというふうなことがございます。また、京都市では、 また同じようなあれなんですけど、全ての小中学校において推進している小中一貫教育において、 同じ中学校区内の小学校で異なる教科書を使用する等の事態が発生し、その小中一貫教育の特長 を生かした取り組みに支障が生じる可能性があるというふうなことになっています。また、広島市では、全市一体的に広島型カリキュラムという教育と研究体制の推進を図るために、教科書についても同一の教科書を使用したいというような意見もございます。大阪市では、そのほかとして、市内で異なる採択地区に転校した場合でも同一の教科書を使用することが可能となる。また同じように、大阪市も小中一貫教育校へ進学し編入した場合でも全ての児童・生徒が同一の教科書を使用することができる。教材研究の成果につきましても、全市で共有することができるというのは各市とも共通的な。

# 【吉崎教育長職務代理者】

そうすると、川崎はまだ川崎型教育課程というものはつくってはいないんですが、「かわさき教育プラン」というのがありますね。だから、「かわさき教育プラン」というものに基づく場合にそれを最も実現しやすい教科書という考えはあり得ると思うんですが、私としては。これは今後とも検討していけばいいということですけれども。だから、そういう点で、全市を挙げての育成すべき児童・生徒像とかつけるべき学力といったことを強く考えるべきなのかどうかということが、多分それぞれの市の試金石になっていることなのではないかなというふうに私は解釈しましたけど。

# 【渡邊教育長】

今のような視点に立ったときに、教員の研修等においても大事にされているところがあるかと 思うんですが、この川崎の教育プランに基づいた教育の推進という意味で考えたときに、総合教 育センターのほうで何かその辺の意図しているといいましょうかね、川崎の教育をどのようにつ くっていこうかというあたりで今具体的には教育プランが本市では大きな役割を果たしているわ けですが、各研究会などがそれをどのように受けとめているかとか、あるいは指導主事さんなど がどのような形で本市の教育をつくろうとしているのか、そのあたりで参考になるお話がありま したらば、芹澤理事のほうからいただけますでしょうか。

#### 【芹澤学校支援総合調整担当理事】

川崎につきましては、教材研究につきましてもやはり子供に発見・探求型の力を身につけていきたい、それからやはり自らの働きで力をつけていきたいということを大切にして、教科によってその月は変わりますけれども、行っております。特に教育研究会と総合教育センターが連携いたしまして、教材開発、また授業づくりを行っております。また、昨今、特に学校ごとで授業力向上に取り組んでおりまして、校内授業研の中で教員それぞれの相互作用を生かしながら授業づくりをやっていくということが主流になっております。その際、その様子を他校の先生方が見ているときにもやはり中心になっていた教科書の教材を扱う中で、それを同じ扱い方でもこういう工夫があるというふうな形で深めているところがございますので、そういったところでやはり同一の教材というのが重要な役割を果たしているということが言えると思います。昨今、採択の中でやはり同じ教科書を使っておりますので、その辺がこの教材でやっていたところが、じゃあ自分のところに持ち帰って同じやり方をしてちょっとアレンジを加えて行く中で深めていこうというような取り組みを進めております。今までは総合教育センターの研修の中で行っていくというのがありましたけれども、それが学校ごとの研究を深めていくというのに変わっておりまして、

その中でもやはり見たものを、他校のものを自分の学校でどうアレンジを加えるかというのが今課題になっております。そこで、全国の学習状況調査にありますように、一定の成果、特に活用を問うB問題につきましては、非常に川崎が今高くなっていると。そういう裏づけの中でそのような成果が出ているものと考えてございます。

以上でございます。

# 【渡邊教育長】

すみません、急に。ありがとうございました。

# 【吉崎教育長職務代理者】

ちょっと便乗して聞くのも何なんですけど、前田委員さんは特に国語教育の中学校をやられて、 さらにそういう校長会の責任をやられたと思うんですが。特に教科書、取り上げる教材の大きな 影響を受けるのは国語かなと私は思っているんですが、一番大きいのは。この辺はどうなんでしょうか。もし違っていると。

# 【前田委員】

非常に大きいと思います。あと、国語に次いで英語ですかね。私は最初1年ほどは英語を教えていましたので、その当時やはり同じ言語で教科書が違うと非常に教材研究も大変。特に国語については校内で、小さい学校の場合、学年をまたいで教えることになると、国語の場合、教材研究が2学年分やるというのはやはり相当の負担なんですね。かなりのベテランでないとできないということがあります。同じ教科書を使うことで教科研究会とか教育課程とか、実践指導事例集が、今、団塊の世代の大量退職で若い先生方が多いので、ますます重要になる傾向が強いんじゃないかなというふうに感じています。

### 【濱谷委員】

いいですか。

# 【渡邊教育長】

お願いします。

#### 【濱谷委員】

教科書を選ぶに当たって、第一にはやっぱり子供のためにということで、一番最初に考えていたことなんですけれども、今あちらのセンターの先生とか前田委員からお話を伺って、教科書が同じであればいろんな研究会でやっているその資料を自分も活用できるという面から、自分の授業に生かせる、ほかの学校へ行って授業を見てきても、それが即自分の授業にもプラスになって次の授業のときに生かせるという意味で、やはり教科書が同じでなかったら国語なんか違う読み物が中に入っていて全然自分の教科書にはなかったことの授業研究会を見にいって、プラスになることはいっぱいあるかとは思いますけれども、即自分の帰ってきてから授業に使えたり生かせるという意味では、やはり教科書が同じというので市内全体で研究会が盛り上がっているというか、活発に研究をされている、研究会やらいろんなところになかなか出向けなくてもそういう資

料が回ってきたときにそれを見て活用できるという意味では、やはりとてもいいシステムで回っているなというふうにはちょっと思いました。

# 【小原委員】

よろしいですか。

# 【渡邊教育長】

はい、お願いします。

# 【小原委員】

一つ確認をさせてほしいんですけども、今も同じ教科書で指導していると思うんですけども、 同じ教科書でも、要は学校ごとにというか子供たちに合わせた形で教えているというような解釈 でよろしいんですよね。

# 【渡邊教育長】

芹澤理事、お願いします。

# 【芹澤学校支援総合調整担当理事】

やはり子供たちの実体を知っているのは教員です。したがいまして、今採択されている教科書につきましては結構幅広い範囲で行われておりますので、この部分を強調していこう、時間のかけ方等も工夫しながら子供たちにそれぞれのやり方でやっている。それから、先ほどありましたけれども、副教材ですが、やはり地区差がないというふうに実は私も初めて思ったんですけれども、なぜかというと、やはり取り上げ方としてそれぞれの学校の独自のもので取り上げている、同じものでも取り上げ方が、力点のあり方が違うんだなということを感じまして、ただそうすることによって最終的には評価基準のB問題をやはりクリアしているというのがありますので、やはり指導の工夫によってそれが的確にできているという認識があります。

# 【小原委員】

そうすると、違う教科書を使って子供に合わせてというやり方もそれはそれであるのかもしれないですけど、同じ教科書を使ってもそれは十分できるという感覚でよろしいんですか。

# 【芹澤学校支援総合調整担当理事】

はい、そういうことになります。

### 【渡邊教育長】

芹澤理事。

### 【芹澤学校支援総合調整担当理事】

それから、学校では身につけなければならないものというのが決まっております。そこをどう やって工夫する中で確実に身につけさせていくかということがやはり教科指導の基本となります ので、それが今のような状態でできているということになります。

# 【小原委員】

ありがとうございます。

# 【渡邊教育長】

他にいかがでしょうか。

先ほど請願者の方が丁寧に陳述なされましたので審議のほうも慎重に行いたいと思うんですが、 先ほど陳述された中で学校の意見を丁寧に聞き取ることが採択区が多いほうができるんじゃない かというふうなお話もございました。そのあたり、先ほどフローの説明などもいただきましたけ れども、改めてその辺、採択区が複数あるか一つであるか、多いか少ないかというふうなことと 学校の意見の反映という問題はどう捉えたらいいか、少し説明ができましたらお願いできますで しょうか。

#### 【渡辺指導課長】

それでは、フロー図というお話もございましたので、またフロー図を御確認いただければと思いますけれども。フロー図の一番下のところで、各学校ごとに、教科ごと、種目ごとに教科書を調査しております。その調査も、その教員が、教科書が展示されているところで、一般的に多いのは平日の例えば水曜日の午後とか半日単位ぐらいでそこへ行ってその教科ごとに教科書を調べて、それを項目を内容と構成・分量とか表現とか三つに大きく分けて、そこに「この本はこういうことが書いてあってよい」とかそういった特徴的なものを書いて、校長先生のはんこを突いていただいて報告を上げていただいております。それが、地区が変わるからとか1地区だからとか4地区だからということではなくて、各学校ごとに先生方が具体的に教科書を調べて報告をしていただいておりますので、そこが特に地区が云々ということにはならないかというふうに見ております。その各学校から上がってきたものとは別に、またフロー図の今度は上の段階で、調査研究会というところでその各学校に上がってきたものをまとめるものと、それから、地区ごとということではなくて調査研究会のほうでも各教科の専門の先生方が各地区3名ずつ教科ごとに出ていただいておりますので、教材ごとに、出版社ごとに、地区ということではなく全ての教科書を調査して報告書をまとめるというのが⑥というものになります。ですので、このやり方の中で特に地区がどうのこうのという現状はないかと思っております。

# 【渡邊教育長】

芹澤理事。

#### 【芹澤学校支援総合調整担当理事】

フローを見ていただければと思いますけれども、@につきましては採択地区にかかわらず各学校がやらなければならない仕事です。ですから、ここは変わりません。それから、©につきましては、4地区の場合は4地区ごとにまとめる、先ほど各学校が出したものを4地区ごとにまとめる、一つの地区になった場合は、それを一つにまとめる、この四つにまとめるか一つにまとめるかの違い。あと、もう一つ、©というのは調査研究員の先生方が独自で全ての調査研究をやって

まとめるということで、各学校がやる仕事というものは変わらない。

# 【渡邊教育長】

ありがとうございました。学校のそれぞれ今現在、各学校から意見が上がってきているわけですが、それは採択区のいかんにかかわらず同じように意見は反映されるということでよろしいんですね。はい。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

あと、そうすると、このフローで言うと⑤と⑥なんですが、調査研究会のほうから出るメンバーの数が1採択地区3名と今聞きましたね、教科。ということは、3名と、1地区にすればそれが12名になるんですか、結局は。一つにしてしまえば。

# 【渡辺指導課長】

現状を御説明いたしますと、小学校が1地区3名で教科数が九つ、9教科ありますので、4地区 $\times 3$ 名×9教科ということで、掛け算しますと108。

# 【吉崎教育長職務代理者】

わかります。だから、ここをわかりやすく言うと1教科の話をしているんです。

# 【渡辺指導課長】

ああ、1教科。

### 【吉崎教育長職務代理者】

1 教科で言うと、採択地区が少ないほうが多くの人の意見が入るんじゃないですかと。つまり、 採択地区を少なくすれば3人とか以下になるんじゃないですかと言っているだけ。言っている意 味わかりますか。12の意見と、それは調査員の話ですよ。

# 【渡辺指導課長】

はい。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

3人の意見との違いは出るんじゃないですかと言っている。

# 【渡辺指導課長】

単純に現行の1地区3名の体制で行うとしたら、そういう数字的なものはありますけども、それをどう、というのは1地区3名体制でやるのかどうなのかとか、それはいろいろ考え方があるかと。

# 【吉崎教育長職務代理者】

それはそうなんだけど、つまり何が言いたいかと言うと、結構調査員って重要でしょう、まと

めるんだから、各学校から出てきたものをどう整理するかって大変じゃない。学校数、相当あるでしょう。そうすると、相当能力が問われるじゃないですか、と私は思うんですよ。そうすると、どのぐらいの能力の方を調査員とするかは別としても、これはちょっと言いにくいところもあると思いますが、全市を見たときにその教科に精通している人がどのぐらいいるかというところを考えると、地区ごとよりも全体で見たほうが、国語とか算数なんて6とか7、教科書あるでしょう、全体を全部見られるというのは一定の数がいないと難しいんじゃないかなというのを私が言っている、そこを言っているわけ。その点はどうなんですかと言っているの。

# 【芹澤学校支援総合調整担当理事】

よろしいですか。

#### 【渡邊教育長】

はい。

# 【芹澤学校支援総合調整担当理事】

今委員がおっしゃられたこともありまして、ただ、一番大変な手続といたしましては、まとめる作業、今3名ですので、3名でやるということは限りなく無理です。

# 【吉崎教育長職務代理者】

1地区3名ですね。

# 【芹澤学校支援総合調整担当理事】

はい、今1地区3名ですけれども、それを3に縮小してやるということはとてもじゃないけど無理な仕事でございます。ただ、委員を選ぶ過程につきましてはやはり教科等の実践からも必要ですのでそれは的確に行っていきたいと思いますけれども、いずれにしましても適正な人数、3ではなく、かといってどこまで人数が多ければいいというものでもありませんので、そこにつきましては今後、採択事務の調整をする中で適正な人数も考えていく必要があると思います。しかしながら、 $3\times4$ というような人数ですと、やはりそこで本当に集まるかということもありますし。

# 【吉崎教育長職務代理者】

そうなんですよね。

#### 【芹澤学校支援総合調整担当理事】

はい。あと、学校の出張の問題がありますので、そこにつきましてはやはり考慮が必要であるなと考えております。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

もうちょっと言うと、我々の科学教育研究の審査も一緒なんですが、もう毎年やるのは大変なんですね、だからプールしてあるわけですね。プールしている人数が多くて、ある程度の資格のある人というのは科学研究費もあるんですが、審査できる人。プールした中で負担のない程度に

何年ごとにとなるわけですね。そのプールするというのがやっぱり重要で、全市的にいたほうが 選びやすいといいますか、つまり一定の能力をぽんと選んで・・・きますね、それをきちっと整 理して教科書ごとにやっぱり違うんだと。ここはどこが違うということがちゃんとわかる人とい うのは、実践を通してみないとわからないので相当力量が必要だと思うんですね。その選ぶ人を 固定しちゃうとまずいと思うんですよ。つまり、ある程度の力のある人が、ある区だったら、選 択地区だったら、かなり毎回やるというようにならないで、少し交代で動きながらというために は一定のプールが必要なんじゃないか。プールというのは人数が、候補者の、ということを私は 言っているんですよ、言っている意味は。我々の科学研究のが審査と一緒なんですよ、国の審査 と、こういうのはね。だから、それに近いものなので、一定の能力がある人がある程度の数いな いと、負担にならないようにして選んでいかないといけないので、ということを私は言っている んですよ、言っている意味は。何人ではなくて。

# 【渡邊教育長】

はい、芹澤理事。

# 【芹澤学校支援総合調整担当理事】

実は、教科研究会につきましても中心になってやっていらっしゃる方というのがいます。それで、川崎市の一番の伝統としてすぐれているところは、先ほど前田委員から・・・事例集のお話が出ましたけれども、そういうことをやったり、あと状況調査の作問をやったり、それから教科書採択をやったりすることによって幅を広げているというのがあります。それはやはり今委員がおっしゃられましたプールになると思いますけれども、そういう中でより的確な人材を選んで採択作業を維持していくということができているのではないかなと考えております。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

そうですか、はい。

#### 【渡邊教育長】

それでよろしいですか。

# 【吉崎教育長職務代理者】

はい。

#### 【渡邊教育長】

他の委員さんはいかがでしょうか。まだ何か明らかにしておきたいことがございましたらば、 お願いしたいと思います。

( なし )

# 【渡邊教育長】

では、御質問、御意見が大分尽くされたようでございますので、まずこの請願の取り扱いにつ

いて改めて御意見をいただきたいと思うんですが、何かございますでしょうか。

# 【前田委員】

請願第9号の請願内容で文科省は住民の日常の生活圏である区が採択区になるべきとの方向を示しているということについては、先ほど事務局から、国の通知等、14年、19年、24年、25年、ありましたけれども、どのように考えたらいいんですかね。文言を見る限りそのようにもとれるし、またそれだけではないようにも書いてあるようにも受け取れるんですけど、どのように解釈したら。

#### 【渡辺指導課長】

指定都市につきましては、法律の義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第16条におきまして「指定都市の区の区域またはその区域をあわせた区域に、採択地区を設定しなければならない」というふうにしておりまして、ですので、区の区域またはその区域をあわせた地域にというところでございますので、各区ごととか、今現行の川崎市で4地区にしているものはこの法律の16条には適合しておりますし、区域ということで、また区域を合わせた地域ということでありますので4地区以外にも考えられると、条文をそのまま読みますとそういうふうに捉えることができます。

### 【渡邊教育長】

これは4地域は説明のとおりでしょうかね。

#### 【前田委員】

はい、ありがとうございます。

# 【渡邊教育長】

では、改めて委員の皆さんの御意見をまとめてみたいと思います。

まず、皆さんそれぞれ、川崎の子供たちにとってよりよい教科書を選ぶということを念頭に置かれての御発言だったというふうに思います。実際、子供たちの学力からいたしますと、全国の学力・学習状況調査でも活用のBの問題が高い状況にあるという、全国の平均に比べるとそれを上回っている状況があるというのも本市の教育活動がそれだけ充実している、先生方の取り組みの成果ではないかという、そういったお話があったかと思います。その研究会を支えている活動が充実するために特に若い先生たちの力量形成を図らなければいけないというふうなお話がありましたが、それを支えているのが同一の教材である教科書が同じであるということが重要な要素ではないかという、そんな御意見がございました。

また、地区の差異についてのお話がございましたけれども、だいぶ、川崎、近年各区において それぞれ再開発等が進んでいるような状況もある中で、情報の問題等も各区それぞれ似通った中 で共有されてきているのではないかというふうな話で、特別、以前ほど区によって、子供たち、 学校の実態が大きく異なるという、区というものを単位として見るのは難しくなっているのでは ないかというふうなお話があったかというふうに思います。それの裏づけとして、副教材などの 実態もほぼ同じようなものが学校において選ばれて、むしろそれを学校の創意工夫によって子供 たちに合うように活用されているという御説明もいただいているところです。

それから、採択に向けての調査研究の過程でもよりその調査研究の精度を高める、あるいはそこにかかわれる人をプールしておくような状況をつくっておくためにも、採択区が1区のほうがむしろ充実した調査研究が行われるのではないかというようなお考えもございました。

それから、子供たちにとって、313人のお子さんが採択区をまたいで移動されているというお話もございましたし、また教員の人事異動を考えても、同一の教科書のほうが子供たちにとっても、あるいは先生方にとってもメリットが大きい、そういったお話があったかというふうに思います。具体的には、診断テストの作問のようなところでも、先生方、教科書が異なることによる負担がかなり大きかったというふうなお話もございましたので、今現在、本市では中学校、同じ教科書が4採択地区で採択されておりますけれども、その状況のほうが現状先生方にとってもよりよい状況が生まれているんではないかというふうなお話だったというふうに思っております。

以上のようなことから総合いたしますと、まず採択地区を1区にまとめるという形での御意見がございましたので、請願のまず第8号についてでございますが、8号が現在の4採択地区から全市で1採択地区に統合するという請願の内容でございますので、こちらにつきましては採択したいと考えるものでございますが、いかがでしょうか。

# (異議なし)

# 【渡邊教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。請願第8号につきましては採択といたします。 続きまして、請願第9号の取り扱いについてでございますが、8号、9号あわせて審査を行っ てきたわけでございますが、今のこれまでの審議を踏まえますと不採択ということにしたいと思 いますが、よろしいでしょうか。

#### (異議なし)

#### 【渡邊教育長】

それでは、請願第9号につきましては不採択という形で決定させていただきます。 改めて繰り返しますが、第8号を採択、第9号を不採択ということで決定をいたします。 それでは、請願の審査につきましては以上で終わりにしたいと思います。

### 7 報告事項 I

報告事項 No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

#### 【渡邊教育長】

続きまして、報告事項Iに入らせていただきます。

まず、「報告事項 No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、生涯学習推進課長お願いします。

# 【池之上生涯学習推進課長】

それでは、「報告事項 No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。お手元の資料をごらんください。

川崎市社会教育委員の委嘱等につきましては4月26日の教育委員会定例会におきまして御審議をいただいたところでございますが、同日には決定していなかった2号委員である市内の社会教育関係団体等から推薦される者のうち、網かけをしてございます川崎市地域教育会議推進協議会からの推薦者である竹井斎氏につきましては、4月27日に団体から推薦がございましたことから教育長の臨時代理による委嘱を行いましたので、御報告いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

### 【渡邊教育長】

説明は以上でございます。何か質問等がございましたらば、お願いをいたします。 ありませんですか。

それでは、報告事項 No.1 について承認してよろしいでしょうか。

# 【各委員】

<承認>

#### 【渡邊教育長】

それでは、承認といたします。ありがとうございました。

### 8 議事事項 I

議案第11号 平成29年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する 要綱(案)について

#### 【渡邊教育長】

では、次に議案事項に入ります。

「議案第11号 平成29年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱(案)について」の説明を、教育改革推進担当担当課長、お願いいたします。

# 【安藤教育改革推進担当担当課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第11号につきまして御説明申し上げます。この議案でございますが、川崎高等学校附属中学校の、平成29年度入学者の募集及び決定に関する実施計画の基となる要綱につきまして、御審議いただくものでございます。

それでは要点を御説明させていただきますので、平成29年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱(案)をごらんください。

まず、1の募集定員です。募集定員につきましては、120名3学級分です。

次に、2の志願資格です。志願資格を有する者は、本人及びその保護者がともに川崎市内に住

所を有している者としています。現在市外に居住していても、4月1日までに川崎市内に転居を 予定している場合は、志願資格承認を得ることで志願が可能となります。他にも、志願者の状況 としては様々な状況が想定されますが、原則として学齢で整理いたします。

次に、3の志願手続についてです。(1)の志願の範囲につきましては、公平性の観点から、他の公立中高一貫教育校との併願は認めておりません。(4)の受付期間ですが、平成29年1月10日から12日までといたします。

1枚めくりまして、2ページをごらんください。4の検査方法についてです。検査は、作文を含む適性検査及び面接といたします。障害等のある志願者につきましては、あらかじめ必要な手続きを行っていただき、適切な配慮を講じることといたします。

5の検査期日につきましては、平成29年2月3日といたします。

6の合否決定及び合格発表期日についてですが、検査の結果と調査書による総合的な選考により、上位120名を決定し、2月10日に発表いたします。

なお、志願の範囲、検査期日、合格発表日につきましては、神奈川県、横浜市の中高一貫教育 校も、同じ手続と日程で進めるということです。

7の入学の許可についてです。合格者には、学校長が合格通知書を交付いたします。

8の入学手続につきましては、指定した期日までに必要な手続きを行うこととします。入学者に欠員が生じた場合には、当初の合格者の次の順位の者から順に、学校長が当該者の入学の意思を確認した上で、繰上げ合格者を決定いたします。

以上要点を御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

# 【渡邊教育長】

説明は以上でございます。何か御質問等がございましたらば、お願いいたします。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。検査方法のところで作文を含む適性検査と書いてありますが、適性検査って どんなものをやっているんでしょうか。

### 【安藤教育改革推進担当担当課長】

適性検査は大きく二つございます。

適性検査1につきましては、文章や図、または表、データの内容を的確に捉え、情報を読み解き、分析し、表現する力を見るものでございます。また、ここには作文も含みます。

適性検査2といたしまして、自然科学的な問題や数理的な問題を分析し考察する力や、解決に 向けて思考、判断し、的確に表現する力を見るものでございます。

### 【吉崎教育長職務代理者】

簡単に言うと、今で言う思考力、判断力、表現力に当たるものをはかっているということでいいんですか。ほとんど記述式になるわけですね。

# 【安藤教育改革推進担当担当課長】

左様でございます。

### 【吉崎教育長職務代理者】

はい、わかりました。結構です。

# 【渡邊教育長】

ほかの委員さんはよろしいでしょうか。

### 【前田委員】

今年の入試問題の件があったんですけど、作問のミスという。あるいは、しかもインターネットでという作問なんかのそういう、この適性検査1・2というのはあの問題もそうだったんですか。それと、作問のチェック体制とかそういうものは、担当者がつくってどういうふうになっているのかをちょっと知りたいなと。

# 【安藤教育改革推進担当担当課長】

作問の担当につきましては、教育委員会事務局、こちらのほうで作問検討会議を運営しておりまして、そこで作問をしております。メンバーにつきましては、今回、都合上お答えできません。 申しわけございません。

今回の出題ミスの原因でございますが、今御指摘ございましたとおり、インターネットの情報、こちらのほうに頼ってしまったということで、原典の確認を怠ったところが大きい原因かと思われます。このミスの防止といたしまして、要点といたしましては、作問の立場からは当然ながら情報の出典資料、こちらのほうを明確にしていくこと。そして、情報については原典、こちらのほうを必ず確認し、また可能な限り複数の資料に当たってその情報の正しさ、それを確定していきたいというふうにしております。また、点検というふうな立場を考えますと、チェックシート、こちらのほうを作成いたしまして、作問検討の際に出典等を確認し、そしてそのチェックシートをもとに複数の者が引用の文献の出所の確認、それから問題内容、誤字・脱字、こういったものの点検をおろそかにしないというようなことを考えております。

また、3点目といたしましては、この会議のあり方でございますけれども、現在の作問会議、これに加えまして資料の点検を強化する回議、これを設けて原典を確認していくというような作業も進めております。また、年間の中で作問に直接携わっていない市の教育関係の方の点検をお願いする予定でございます。こうしたことでチェック体制を強化し、ミスのないように努めてまいりたいと思っております。

#### 【前田委員】

大変ですが、安心しました。頑張ってください。ありがとうございました。

#### 【渡邊教育長】

大変大事な御指摘をいただきましたので、ぜひしっかりとよろしくお願いします。

# 【安藤教育改革推進担当担当課長】

はい。

### 【渡邊教育長】

それでは、よろしいでしょうか。

では、改めて議案第11号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

# 【各委員】

<可決>

### 【渡邊教育長】

では、そのとおり可決といたします。

# 【安藤教育改革推進担当担当課長】

どうもありがとうございました。

# 【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎 市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださるようお願 いします。

### <以下、非公開>

# 9 議事事項Ⅱ

議案第12号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

#### 【渡邊教育長】

では、議事事項のⅡに入りますので、お願いいたします。

「議案第12号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」でございます。これについての説明を、教育環境整備推進室担当課長にお願いいたします。

# 【澁谷教育環境整備推進室担当課長】

それでは、よろしくお願いいたします。

では、6月の市議会に上程いたします議案第109号といたしまして、黒川地区小中学校新設 事業の契約の変更について、御説明させていただきます。

では、お配りしておりますA3の資料の1をごらんいただけますでしょうか。資料に沿いまして説明させていただきます。

まず、1といたしまして、事業契約の概要でございます。

黒川地区小中学校新設事業は、これは平成20年4月に開校いたしました現在の麻生区にありますはるひ野小中学校のものでございます。民間事業者が有するノウハウや資金等の活用により効率的なサービスの向上を図るとともに、公共支出の削減を目的としたPFI事業という手法を用いまして、校舎、体育館、学校施設の設計・施工から完成後の維持管理、また給食の運営業務、全てを一貫して行う事業でございます。

その1の中の四角の囲みの中にございますけれども、事業を担いますはるひ野コミュニティーサービス株式会社は、三菱UFJリースを初めとした六つの企業で構成されております。平成18年に設立されたものでございまして、平成34年までのPFI事業契約により運営されているところでございます。

業務の内容といたしましては、設計、建設のほか、施設の維持管理や給食・ランチサービスの 運営業務などを行うものでございます。

2にございます事業契約の変更についてでございますが、この事業契約の締結に当たりましては、「民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、いわゆる P F I 法と呼ばれますけれども、これの第12条及び同法施行令に3条により議決事項とされているところでございます。契約の変更につきましても、同様に議決が必要と解されているところでございます。

はるひ野小中学校は、開校当初の想定を超える児童・生徒数の急激な増加に対応するため、校舎の増築や給食の食数変更にあわせこれまでにも数度の契約変更を行ってきたところでございますけれども、今回の契約変更は下のPFI事業契約サービス料の表の網かけ部分にございます、まず上から2番目のサービス料の3といたしまして、中学校完全給食の導入に向けた設備の改修、また27年度に増築いたしました放課後青少年育成事業、「わくわくプラザ教室」と呼びますけれども、これの維持管理費等の増額に関するもの、また上から3番目のサービス料4にございます中学校給食の導入に伴う運営業務費の改定に関連いたしまして、表の一番下にあります公租公課・保険料の変更を図るものでございます。また、詳しくは後ほど御説明させていただきます。

資料の右側の上段をちょっとごらんください。

はるひ野中学校の給食につきましては、平成29年1月からの中学校給食の開始に向けて、本年7月中旬から11月上旬にかけまして、給食室、厨房設備等の改修工事を実施する予定でございます。工事期間中につきましては、小中学校とも給食・ランチサービスの提供を休止し、御家庭からのお弁当による対応をお願いする予定でございます。このことにつきましては、本年4月に保護者の方に通知するなど保護者の皆様に周知を図っているところでございます。

また、下段の3、スケジュールでございますけれども、これまでの経過の部分をごらんください。

経過の真ん中あたりに、平成20年度の開校というところがございます。その開校後にも、給食提供数の増加や本校舎の増築などの対応により契約変更が行われているところでございます。 その都度、契約変更議案の議決をいただいているところでございます。

また、下段の今後の予定につきましては、本年6月議会に契約変更の議案を上程いたします。 この議案の議決を条件に事業者と仮契約を行った上、議決を経た後、本契約を締結し、平成29 年1月からの中学校給食の提供を開始する予定となっております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、資料2をごらんください。本件契約の変更内容の 詳細についてまとめております。

今回のPFI事業契約の変更は、平成20年度から平成34年度までの契約総額63億620

万8,000円を、64億6,038万6,000円に変更し、1億5,400万余りを増額するものでございます。

変更する項目は3点ございます。

初めに、(1)の中学校完全給食の実施に伴う給食業務費等の改定についてでございます。

従来、はるひ野小学校の給食運営業務は1,100人を基準として算定をしていたところでございますが、中学校給食の導入に伴いまして、小中学校あわせて1,600人を基準として提供食数の変更を図るとともに、調理や配膳に係る業務委託先職員の増員、光熱水費、調理器具等の追加が必要になるため、給食業務費に平成34年度までの契約総額に1億4,260万3,000円を増額し計上しております。

なお、参考といたしまして、資料の右側のページにはるひ野小中学校の児童生徒・教職員数の 推計値を掲載してございます。

次に、お戻りいただきまして、(2)の給食室改修に伴う維持管理費等の改定及びわくわくプラザの増築についてでございます。これは、これらの増築・改修に伴いまして追加した設備等を維持管理する費用でございます。

具体的な業務内容でございますが、既存設備と同様、電気設備、機械設備の運転開始や点検などを行う建築設計保守管理業務、トイレや窓ガラス、床のワックスがけなどを行う清掃業務、植栽の剪定や害虫防除などを行う植栽・外構維持管理業務、法令等に基づき環境測定を行う環境衛生管理業務、機械警備や夜間の校内巡視を行う安全管理業務、来校者の受け付けや日常巡視、公務連絡などを行う受付業務となっております。27年度中に増築いたしました放課後健全育成事業わくわくプラザ室及び今年度工事を予定しております中学校給食の対応に向けた給食室の改修により、建築設備、総合設備、空調設備等の保守管理業務がふえる見込みとなっております。この増額相当分といたしまして、契約総額に807万5,000円を増額計上しております。

さらに、(3) にございます公租公課・保険料等の改定についてでございますが、事業契約書におきまして、事業者は維持管理運営期間中に施設賠償責任保険及び維持管理運営業務を対象とした第三者賠償責任保険に加入しなければならないと定められております。今回の中学校給食業務及び維持管理業務の変更に伴いまして保険の適用範囲が広がることから、契約総額に計350万円を増額するものでございます。

また、資料がちょっと変わりますが、別にお配りしております議案書をごらんいただけますで しょうか。議案書を1枚おめくりいただきまして、2ページの参考資料をごらんいただけますで しょうか。

1の囲みの中には、平成18年に締結した当初契約に係る議案の内容でございます。

2から4ページの10までは、平成20年から平成26年6月までに行った過去の契約変更議 案の内容でございます。これまでにも、給食運営業務費の改定などによる契約変更を行っている ところでございます。

また、最後に、11といたしまして今回の契約変更の理由を記載してございます。 私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

# 【渡邊教育長】

説明は以上でございます。御質問等がございましたらば、お願いいたします。

# 【濱谷委員】

いいですか。

### 【渡邊教育長】

お願いします。

# 【濱谷委員】

当初よりどんどん生徒数とか児童数とかふえているようですけれども、この表を見ると中学校の生徒のほうがすごいふえていますよね。周りの小学校から入ってくる子が多くなったということですかね。小学校の人数はそんなにふえていないのに。

# 【澁谷教育環境整備推進室担当課長】

今の推計ですと、小学校のピークが平成29年、中学校が平成32年ごろ、推計として出されています。これは小学校から中学校に上がるということもございますので。当初はもっとずっと少ない数だったわけですけども、やっぱり黒川地区、なかなか学齢に当たる児童が開校当時は少ないのではないかというところから始まったんですけど、実際にふたをあけてみるとかなり学齢児童が多いということで今の数字になっております。今後しばらくの間はふえていきますけれども、もちろんその32年を越えたときを見ますと、やっぱり全国的な傾向でございますけれども、減少していくものと考えております。

# 【濱谷委員】

喜ばしいことだとは思うんですが、子供がふえるということは。でも、やはり改築とかなんとかどうしてもやっていくしかないですし、請け負っている業者さんからすればそれだけ子供の数がふえればいろんなことがプラスされていくわけだから、この辺はやむを得ないのかなというふうにはちょっと思いますけど。でも、子供たちにとって安全でいい学校がきちっとできれば一番いいかなというふうには思いますので、ありがとうございました。

### 【渡邊教育長】

前田委員の場合初めてこのはるひ野議案をごらんになるんじゃないかと思うんですが、何かおわかりにくいところがもしありましたら。初めてというか、このPFIの仕組みそのものが初めてごらんになるかなと思って。特に大丈夫でしょうか。

#### 【小原委員】

ある程度は見たことあります、私も。 よろしいですか、ちょっとお聞きして。

#### 【渡邊教育長】

はい、どうぞ。

### 【小原委員】

はるひ野小中学校の近辺というのは、今後開発の可能性とかというのは今のところは見受けられないという状況ですか。

# 【澁谷教育環境整備推進室担当課長】

大きな開発は一段落しているのではないかとは思いますけども、ただ現場に行くとおわかりのようにまだまだ土地がありますので、今後は例えば大きなマンションができるとかそういった状況になれば生徒・児童数にもかなり大きな影響はある、ことは可能性としてはあると思います。

# 【小原委員】

そうですよね、再開発一つでひっくり返りますよね。それを踏まえてなんですけども、今のこの状況は横ばいで児童・生徒数がなっているんですけど、給食室が今度改修で、余裕というのがどれぐらいあるんですか。

# 【森中学校給食推進室担当課長】

今回の給食室の改修についてなのですけれど、このランチサービスが喫食の7割ぐらいありまして、残りの3割の方たちがお弁当から給食に切りかわってくるという人数と、それから、今後の生徒数の増が、これを見ていただきますと中学校は小学校より遅れて増加してまいりますが、そのピークを見据えますと合わせて200人ぐらい増えるだろうと見込んでおります。それ以降は本当に大きなマンション開発でもない限りはそれぞれ減少傾向にあると考えていますので、当初のこの200人をとりあえずクリアできる厨房施設を設けておれば賄えるかなと思います。

# 【小原委員】

今のところ予測としては。

### 【森中学校給食推進室担当課長】

はい、そうですね、大丈夫だと思います。

# 【小原委員】

はい、わかりました。

#### 【渡邊教育長】

よろしいですか。前田委員はよろしいですか。

# 【前田委員】

はい。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

ちょっと遅くなってしまいましたけど、現実で言うとやっぱり1,570ぐらい、教職員をあわせていますよね、この資料を見ると。これ、中学校も完全給食ですね、もう。中学校はまだ。

# 【森中学校給食推進室担当課長】

中学校につきましては29年の1月から。

# 【吉崎教育長職務代理者】

29年から完全給食。

# 【森中学校給食推進室担当課長】

1月からです。

# 【吉崎教育長職務代理者】

来年の。

# 【森中学校給食推進室担当課長】

今年度の終わり、1月。

# 【吉崎教育長職務代理者】

そうすると、大体そのとき1,570とか1,600近いですよね。

# 【森中学校給食推進室担当課長】

そうですね。

# 【吉崎教育長職務代理者】

1,600って、その場でつくるんですよね、この場合。

# 【森中学校給食推進室担当課長】

給食室は1カ所でございます。

# 【吉崎教育長職務代理者】

過去に川崎で1,600ぐらいつくっているところってあるんですか。小学校で大きいところ、 そんなにないですよね。ある?

# 【濱谷委員】

ありましたか。

# 【澁谷教育環境整備推進室担当課長】

2,000食つくっております。

# 【吉崎教育長職務代理者】

2,000食つくったことあるの。

# 【渡邊教育長】

子母口、東橘の。

# 【澁谷教育環境整備推進室担当課長】

はい。

# 【濱谷委員】

小学校1校でも大きい学校は、昔はそのくらい結構ありましたので、今みたいに立派な給食室でなくても。

# 【吉崎教育長職務代理者】

大変な。1,500食も一度につくるわけでしょう、来年の1月には。一つの学校でしょう。

# 【澁谷教育環境整備推進室担当課長】

はい。

# 【吉崎教育長職務代理者】

すごいものだなと思うんですけど。

# 【濱谷委員】

そうですね。

# 【森中学校給食推進室担当課長】

中学校も今7割の子たちがランチサービスという形で給食に近いものを食べておりますので、 7割が10割に上がるだけでございますので。

### 【小原委員】

実際は3割ぐらいふえる。

# 【濱谷委員】

ランチサービスの子は、今同じ給食室でつくっているランチサービスを食べているんですよね。 あとちょっと人数がふえる。

# 【吉崎教育長職務代理者】

ああ、じゃあもう試験的にやっているようなものですか。

### 【澁谷教育環境整備推進室担当課長】

はい。

### 【吉崎教育長職務代理者】

ああ、そうですか。

# 【濱谷委員】

でも、7割も食べているんですね。やっぱり温かくてその場でつくってくれるものであれば、どこかから運んでくるランチサービスはあまり、ほら、食数が少なかったけど。いや、すごいなと思って、7割は。

# 【吉崎教育長職務代理者】

議論がちょっと離れるんだけど、このはるひ野小中学校を見てみると職員室一体型ですよね、 教室は離れているんだけれど。どう見ても一貫校になりそうな気がするんだけど、これは別の議 論ですかね。川崎も義務教育学校をつくらないですかね。

# 【渡邊教育長】

今の文科省の定義だと一貫校になるんですね。

# 【吉崎教育長職務代理者】

なるんですね。法令が変わりましたよね、義務教育学校という。これも議論が今後、この問題 は違いますが、議論をしたほうがいいんじゃないかなと思って、実態を見ると。私も見にいって まさにもう一貫校だなと思って、カリキュラム以外は全て。

# 【濱谷委員】

せっかく同じところにつくったんですものね。せっかくといったら変な言い方ですけど。

# 【吉崎教育長職務代理者】

カリキュラムだけなんだよね、問題は、給食と。給食も一体化するわけでしょう。ほとんど外 堀が埋まったかなという感じがするんだけど、まあいいでしょう、これはまた。

# 【渡邊教育長】

そうですね。では、ただいまの議案第12号は原案どおり可決してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<可決>

# 【渡邊教育長】

それでは、原案のとおり可決といたします。

# 議案第13号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について

### 【渡邊教育長】

次に「議案第13号 川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等について」の説明を、生 涯学習推進課長お願いします。

### 【池之上生涯学習推進課長】

よろしくお願いします。

それでは、議案第13号、川崎市社会教育委員会議専門部会委員の委嘱等につきまして、御説明申し上げます。

初めに、議案第13号資料の1ページをごらんください。こちらには、このたびの専門部会委員の委嘱等における関連法規として川崎市社会教育委員会議規則の抜粋をまとめてございます。

平成27年第1回市議会定例会におきまして、附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例が可決され、施設ごとに設置されている運営審議会等は廃止となりましたことから、これまで担ってきた地域住民の意見反映の場としての機能を確保するため、川崎市社会教育委員会議に専門部会を設置したところでございます。

このたびの委員の委嘱期間につきましては、平成28年5月11日から平成30年4月30日までの2年間を予定しているところでございます。

なお、資料 1 ページの後段から 5 ページまでにかけまして、別表第 6 条関係として、設置する専門部会、所掌事務、委員の定数、委員の構成を掲げておりますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

それでは、議案書の1ページをごらんください。

川崎市社会教育委員会議専門部会委員(幸市民館専門部会)をごらんください。

表の左から、新たに委嘱等をする委員の選出区分、氏名、現職を記載してございます。以下、同様に、2ページには高津市民館専門部会委員、3ページには宮前市民館専門部会委員を、4ページには多摩市民館専門部会委員を、5ページには日本民家園専門部会委員を、6ページには有馬・野川生涯学習支援施設専門部会委員を記載してございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【渡邊教育長】

説明は以上でございます。質問等ございましたらば、お願いをいたします。

# 【小原委員】

よろしいですか。

#### 【渡邊教育長】

お願いします。

#### 【小原委員】

確認させてほしいんですけども、これは社会教育委員会議で、今まである(社会)教育委員会 議というものとはまた別に専門部会という形の認識でよろしいですか。

### 【池之上生涯学習推進課長】

これまではそれぞれの施設ごとに運営審議会という条例上の附属機関を設けていたんですが、 附属機関の見直しに伴いましてこの社会教育施設の施設分については社会教育委員の専門部会と して新たに位置づけましたので、そこでその機能を保証したところでございます。

# 【小原委員】

社会教育委員会議はそれはそれであって、なおかつ専門部会があるということですね。

# 【池之上生涯学習推進課長】

はい。

# 【渡邊教育長】

よろしいですか。

### 【小原委員】

はい。

# 【渡邊教育長】

他の委員さんはいかがですか。

それでは、議案第13号につきましては原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

# 【各委員】

<可決>

# 【渡邊教育長】

では、議案第13号は原案のとおり可決といたします。

# 10 閉会宣言

### 【渡邊教育長】

それでは、本日の会議は以上をもちまして終了といたします。

(15時34分 閉会)